

穿地則鑿泉迸出焉。とて彼の温泉をも開きたるよし記載せり。

○松門跡

舊藩中は松門と稱し、往來臨人家の家腰に、松樹を左右兩脇に一株宛植ゑありしかど、後には東側一株のみと成り居たり。十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割書に、春日町松の木より大樋口橋まで豊町二十一間、但し百姓地也。とあり。此の松門をば春日町と大樋町との境界となし、松門より彼方は大樋町と稱し、家繼きなれども元郡地にて、百姓相對請地なり。金澤市中は、松門をば金澤市中の街尾となしたるが故に、舊藩中は藩侯の江戸參勤(城)歸國の行粧は勿論、藩士の旅行にも松門迄は行粧を張り、松門より外は野邊の譯にて、供人等の行粧をみだせり。是國初以來の舊例也といへり。按ずるに、年代摘要に、寛文六年山上村より大樋村まで家之前に有之並松伐除。とあり。されば寛文の頃までは、山上町の一里塚まで家の前に並松を植ゑありしと聞ゆ。改作所舊記に左の覺書を載せたり。

覺

一、七匁五分 丁 銀

倉谷村二又村より出申袖五人分手間銀、但一人に付一匁三分宛。右金澤春日町家之腰に御座候松木爲御代爲御用、子の十月廿日被召仕候手間銀、慥に請取人々相渡申所如件。

貞享元年十一月八日

吉野村藤左衛門

飯村 又七

不破平兵衛殿

齋藤彌八郎殿

右請取書にて見れば、貞享元年の頃まで尙此春日町に並木の残り居て、町内の家腰にありし事知られけり。されば松門といふも、元は並松の遺木ならんか。然れども松門といふ名にて考ふれば、金澤城下入口なる惣門の驗なるべし。故に上口・下口兩町端に松門とて、往來の兩脇に松樹を植ゑ、若し枯れける時は植繼ぎける舊例とは成りたるものなるべし。國初の頃は惣門のしるしに松を植ゑて、門の代りになし置きたるにや。記録に所見なきゆゑ詳かならず。

○城下惣門來歴

城下の惣門は、舊藩中は市中の羅城門なり。上代諸國司赴任せし頃は、市門といふあり。此は國府の惣門ならんか。國府の門は日本鑑異記に、取國、上居、床之端居、惣持、出於國府門外。といふ事見たり。また市門といふものは、政事要略卷六十七に、釋云。市門倉庫國郡尉院驛家等類不稱公門。但國郡廳院門者是爲公門耳。とあり。昆陽漫錄に、世俗問答に云ふ。むかしは一町のうちを五反づゝわりて門を立てしかば、八つの門ありとなり。その中に賤が家をつくとあり。是にて我が國古は閤門ありしこと知るべし。といへり。説文に閤、里門也。と見ゆ、周禮に五家爲比。五比爲閤。閤倍也。二十五家相郡倍也。と見ゆ、和名抄に、説文云。閤廬二音。文選師説佐度乃加止。里中門也。とあり。おもふに右いにしへ王代全盛の頃の制なりしかど、中古王政衰微にて、武臣大に國郡を恣に押領して居城を築き、城下に市廛を置きて商業をなさしめ、之を城下の市街とす。右は足利將軍の時世より起りて、明治廢藩の際まで、各國に各大小藩ありて、各城下市街を構へ、大中小藩に依りて市街の戸數多少あるのみならず、其の制度各藩主の家風に

任せ、定りたる規則なき故に、彼の惣門なども異りしなるべし。吾が舊藩にても、國初と季世と物ごと異なる事多し。されば國初の頃は惣門ありしかど、中古その門を廢止して、惣門の驗にのみ松を植ゑて、松門と呼びたるならんか。また國初以來松門と稱し、松樹あるのみなりしか詳かならず。

○松門橋

金澤橋梁記に、松門の橋大樋に有之。と記載す。大樋町との地塚なる小橋也といへり。一説に茶屋橋の事と云ふ。但し茶屋橋は別に載せたり。

○茶屋橋

金澤橋梁記に、茶屋橋大樋に有之。とあり。此の橋は春日町のはづれにて、此の橋より末を大樋町といふ。十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割書に、大樋口橋より長井川之橋迄百姓地也。とあり。右大樋口橋は茶屋橋の事也とぞ。或は云ふ。此の橋を茶屋橋と呼べるは、橋爪に茶屋何がしといふものふるく居住せしゆゑに、橋名に呼べりといへり。